

# 学校教育機関における不当な差別的取扱い

## ・合理的配慮に当たりえる具体例

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領の別紙「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領に係る留意事項」に記載する「第3 不当な差別的取扱いの具体例」及び「第6 合理的配慮の具体例」のほか、学校教育機関における具体例を例示する。

### 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いの具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。
- 本人を無視して、介助者、付き添い者等のみに話しかける。

#### 【学校教育機関】

- 障害を理由に、学校への入学、授業等への参加、校外教育活動若しくは式典参加を拒み、又はこれらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- 授業等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、学習評価の対象から除外し、又は評価において差を付ける。

### 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、別表のようなものが考えられる。

なお、別表に記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

別表 合理的配慮に当たり得る具体例

配慮の種類	具 体 例
<p>物理的環境 に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。携帯用スロープがある施設では、携帯スロープを渡すなどする。</li> <li>○ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。</li> <li>○ 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。</li> <li>○ 会議等を開催する場合には、移動距離が少ない場所にある部屋を利用する。また、障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。</li> <li>○ 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際に、別室を確保したり臨時の休憩スペースを設けたりする。</li> <li>○ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。</li> <li>○ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。</li> </ul>
<p>物理的環境 に関すること 【学校教育機関】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動に困難のある児童・生徒のために、保護者等が送迎するための駐車場を確保する。可能な限り、参加する授業で使用する教室等について配慮する。</li> <li>○ 視覚情報の処理が苦手な児童・生徒のために、黒板周りの掲示物等の情報量を減らす等、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。</li> <li>○ 知的障害のある児童・生徒に対し、図又は写真を用いた日課表、活動予定表等を活用し、自主的に判断し、見通しをもって活動できるようにする。</li> <li>○ 介助等を行う支援員、保護者、支援学生等の教室への入室、授業等でのパソコン入力支援、移動支援及び待合室での待機を許可する。</li> <li>○ 障害の特性により、頻繁に離席の必要のある場合には、教室等の座席の位置は、障害特性に合わせ配慮する。</li> </ul>

配慮の種類	具 体 例
意思疎通に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）などの障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意して対応する。</li> <li>○ 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。</li> <li>○ 聴覚障害者に説明するときは、口が見えるようにして話し、視覚的な補助を行ったり、平行して動作を取り入れたりする。</li> <li>○ 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。</li> <li>○ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。</li> <li>○ 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。</li> <li>○ 障害者から申し出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また、紙等を書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力平仮名を用いたり、分かち書き（文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方）を行ったりする。</li> <li>○ 説明をする際には、短くわかりやすい言葉で、口頭に加え手順書で行うなど、複数の方法で実施する。</li> <li>○ 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。</li> <li>○ 会議等の場面では、発言者が変わる度に発言者の名前を告げてから話し始める。</li> <li>○ 会議等においては、通訳を介することにより時差が生じるので、障害のある出席者にも通じたことを確認してから進行する。特に質疑の有無の問いかけや、多数決を行う場面では、タイムラグがあることを考慮する。</li> <li>○ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。</li> <li>○ 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。</li> <li>○ パニック状態になったときは刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着ける場所を提供する。</li> <li>○ 意思疎通が難しい障害者に対し情報を伝えるときには、本人が領いていたとしても、口頭のみならずメモを渡し伝達事項を確認する。</li> </ul>

配慮の種類	具 体 例
ルール・慣行の 柔軟な変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えたり、周囲の者の理解を得た上で、手続きの順番を入れ替えたりする。</li> <li>○ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。</li> <li>○ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。</li> <li>○ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。</li> <li>○ 教育委員会の管理する各施設の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。</li> <li>○ 障害者が多数で会議等に出席する場合は、使用するエレベーターを専用運転にする。</li> <li>○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。</li> <li>○ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。</li> <li>○ 説明会等において、定期的な休憩を入れたり、個別に説明をする時間を設けたりする。</li> </ul>
ルール・慣行の 柔軟な変更 【学校教育機関】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テストにおいて、本人又は保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、時間の延長、拡大文字又は支援員等による読み上げを許可する。</li> <li>○ 授業で使用する教科書等について拡大したものを必要に応じて渡す。</li> <li>○ 知的発達が遅れにより学習内容の習得が困難な児童・生徒に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。</li> <li>○ 肢体不自由のある児童・生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボールの大きさや投げ距離を変えたり、走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。</li> <li>○ 日常的に医療的ケアを要する児童・生徒に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関、介助者等との連携を図り、個々の状態及び必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。</li> <li>○ 慢性的な病気等のために他の児童・生徒と同じように運動ができない児童・生徒に対し、運動量を軽減する、代替となる運動を用意する等、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。</li> <li>○ 治療等のため学習できない期間が生じる児童・生徒に対し、保護者・医療機関等と連携し、無理のない範囲で学習機会を確保する。</li> </ul>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 読み・書き等に困難のある児童・生徒のために、授業等でのタブレット端末等の情報通信技術を活用した機器の使用を許可したり、筆記に代えて口頭による学習評価を行ったりする。</li><li>○ 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童・生徒に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。</li><li>○ 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童・生徒のために、能動的な学習活動等においてグループを編成するときには、事前に伝え、場合によっては本人の意向を確認する。また、こだわりのある児童・生徒のために、話し合い、発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保し、又は個別に対応する。</li></ul> |
|--|--|